

和光市広沢国有地等利活用基本方針

平成29年4月

和 光 市

目 次

1	はじめに	1
2	計画対象敷地	2
3	上位関連計画	3
4	これまでの経緯	8
5	導入施設の現状と課題	9
6	整備の基本的な考え方	12
7	導入施設の規模等	13
8	施設設計に向けた配慮事項	14
9	事業手法の検討	15
10	今後の事業推進に向けて	17

1 はじめに

和光市総合児童センターに隣接する広沢国有地（広沢 2660 番 5）は、その利活用方法として、平成 26 年 3 月に策定した「住宅市街地総合整備事業整備計画（平成 27 年 9 月改定）」において、認定こども園の建設用地として位置付け、「第四次和光市総合振興計画基本構想（平成 23 年度～平成 32 年度）」中間見直し（平成 28 年 3 月）の中で、老朽化した西大和団地の再生事業の支援と合わせ、市役所周辺の公共公益施設の計画的な施設整備の推進を掲げている。

このような中、市では、和光市総合児童センタープール棟の建替えや、和光市総合児童センター本館棟の改修需要に対する課題を解決するため、広沢国有地及び和光市総合児童センター敷地を活用した、一体施設としての公共公益施設の再整備を検討することとした。

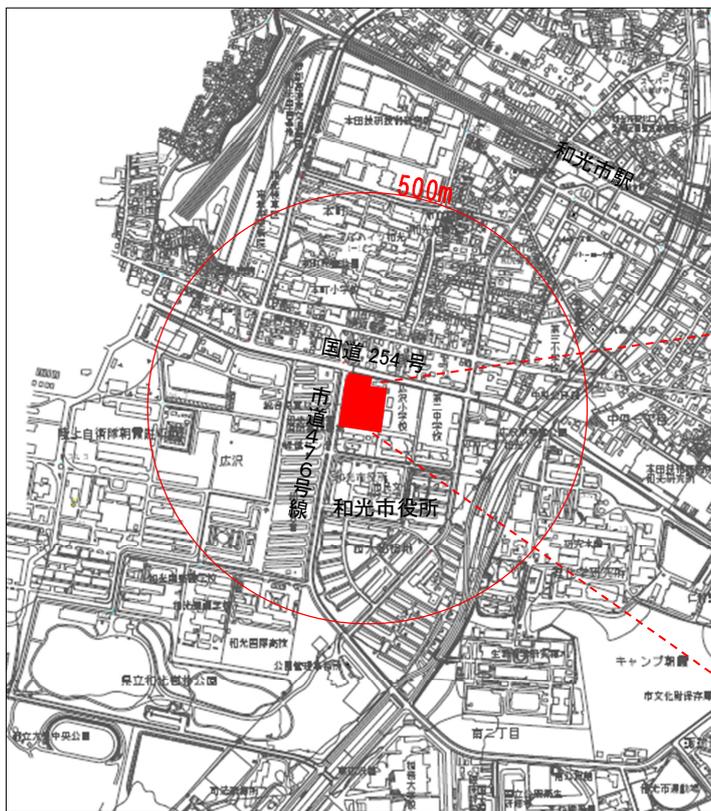
この基本方針は、広沢国有地及び和光市総合児童センター敷地に整備すべき施設を明らかにするとともに、整備に際しての基本的な考え方や検討課題、事業スケジュール等を示し、今後の市民参加を通じた具体的な計画策定の土台として活用することを目的に作成するものである。

2 計画対象敷地

和光市総合児童センター・広沢保育クラブ敷地（市有地）及び隣設する国有地を含めた約 11,970 m²を計画敷地とする。

当該地は和光市駅の南側およそ 1.0km の位置し、敷地の北側には国道 254 号、敷地西側には市道 476 号線が接道し、交通利便性に優れた立地となっている。また、当該地を含む地域は市役所、文教施設等の公共公益施設が集積する行政・文化機能の中核となっているほか、隣接する西大和団地では再生に向けた事業が進められている。

なお、計画敷地の南側に位置する国有地は、シビックコアとしての今後の利活用、施設利用計画の柔軟性及び民間活用などの視点から一体的に利用することを前提とする。



位置図（図1）



計画敷地の状況（図2）

3 上位関連計画（各計画より抜粋）

(1) 第四次和光市総合振興計画基本構想（改訂版）（平成28年3月）

【基本目標1】快適で暮らしやすいまち（都市基盤）

施策4 良好な居住環境の形成

■ 住宅市街地総合整備事業の推進

西大和団地の再生に向けた事業を支援するとともに、市役所周辺の公共公益施設の計画的な整備を推進します。

【基本目標3】健やかに暮らしみんなで支え合うまち（保健・福祉・医療）

施策3-2 多様な保育サービスの推進

■ 新たな保育ニーズへの対応

認定こども園などの新たなニーズに対応するなど、更なる保育サービスの充実を図ります。

施策3-4 地域における健やかな子育ての実現

■ 児童施設の維持管理

児童センター（館）、総合児童センタープールなどの施設については、民間活力を利用した多機能施設への転換を図り整備します。

(2) 和光市都市計画マスタープラン（改訂版）（平成 26 年 3 月）

複合住宅地区

市役所周辺は、大規模な公的機関と一体的に、ゆったりとしたオープンスペースの中に住宅とともに生活支援施設の導入を行い、生涯住み続けたいと思う住宅地を形成します。

シビックコアの景観形成・機能強化

施設外部空間と街路の一体的な空間・景観整備を図り、シビックコアとしての品格のあるまちなみを形成するとともに、市民が憩い集うことのできる交流の場を形成します。



まちづくりの方針図（図3）

(3) 住宅市街地総合整備事業整備計画（平成 27 年 9 月改定）

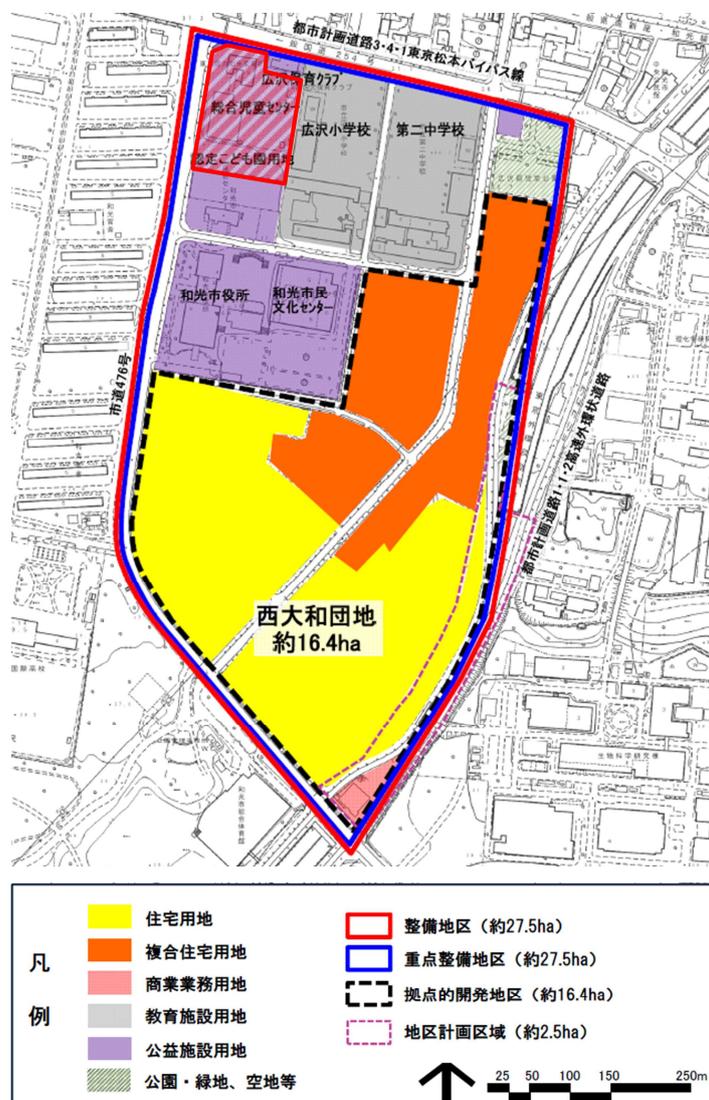
5 公共施設及び公益施設の整備に関する事項

(1) 主要な施設の整備に関する事項

福祉施設 広沢保育クラブ 改修
 総合児童センター 建替
 認定こども園 新設

(2) その他の施設に関する事項

ウ 整備地区内にある総合児童センターについては、施設の耐震化や設備等の老朽化への対応を図りつつ、児童施設を取り巻く状況変化や市民ニーズに合った施設として整備を推進する。



計画図（図4）

(4) 和光市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年 3 月）

第 3 部 和光市における子ども・子育て支援の内容

第 3 章 教育・保育事業の量の見込みと提供体制

(3) 中央エリア

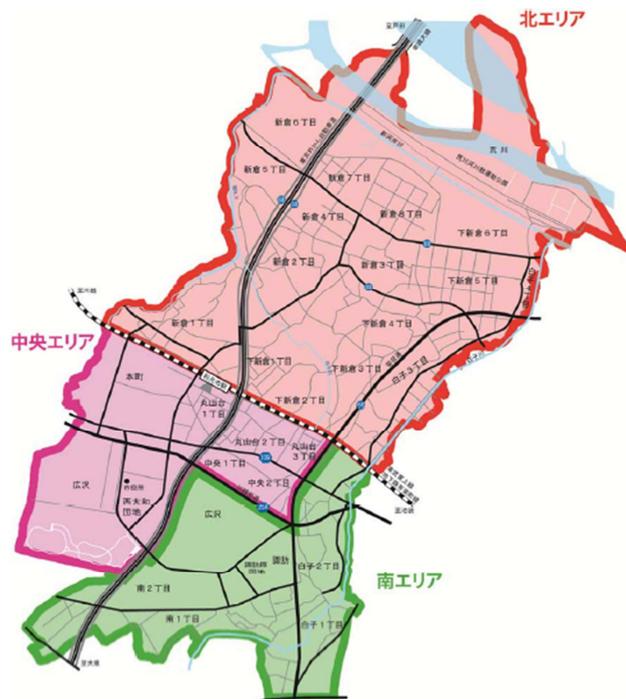
中央エリアでは、平成 27 年度は必要利用定員総数に対して、提供体制が 1 号～3 号認定で不足しています。必要利用定員総数は 28 年度以降も増え続けますが、保育所の整備、定員増、認定こども園の整備、家庭保育室の地域型保育給付（小規模保育）への移行等新たな整備を行い、提供体制の確保に努めます。しかし、平成 31 年度でも 1 号認定及び 3 号認定の 0 歳で提供体制の不足が見られるため、他エリアと調整を図りながら需給のマッチングをしていきます。

第 5 部 子ども・子育て新システムデザイン

第 6 章 グランドデザイン（圏域別の整備計画）

< グランドデザイン中央エリア >

場所	サービス種類・整備内容	定員等
広沢	認定こども園（新設）	100 人

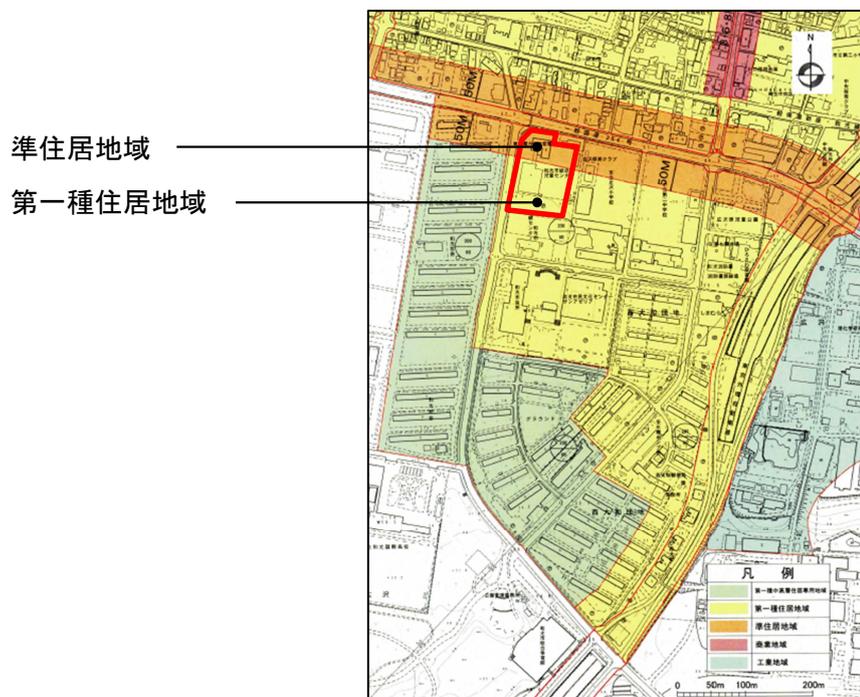


日常生活圏域（教育・保育の提供区域）（図 5）

(5) 都市計画及びインフラ等の状況

所在地	和光市広沢1番5号		
敷地面積	11,970.59 m ² (公簿)		
用途地域	第一種住居地域/準住居地域		
日影規制	基準日時：冬至日の午前8時から午後4時 測定面：測定水平面4.0m 規制：5mを超え10m以内の範囲は4時間以上、 10mを超える範囲は2.5時間以上		
容積率	200%		
建蔽率	60%		
防火地域	法22条区域	高度地区	25m
接道条件	北側：路線名 一般国道254号 幅員 18m~20m 接道延長 54.1m 西側：路線名 市道476号線 幅員 18m 接道延長 119.59m		
インフラ (既存施設)	電力：市道476号線架空より引込み(1号柱あり) 上水：市道476号線よりφ100mmで引込 一般国道254号よりφ20mmで引込 下水：市道476号線へプール排水(φ250mm)と一般 排水(φ250)を分けて放流		

敷地条件一覧表 (表1)



和光市都市計画図(平成29年2月) (図6)

4 これまでの経緯

市では、在日米軍から返還された大口返還財産の留保地について、平成 20 年 6 月に「和光市基地跡地利用計画」を策定し、広沢国有地に関する利用計画として、多様化する保育ニーズに対応するため、こども総合施設の建設を掲げてきた。

また、国有地に隣接する和光市総合児童センターについては、改修の必要性が高いものの、厳しい財政状況から十分な予防保全が困難な状態が続いていた。平成 22 年 2 月に実施された大規模事業検証会議においては、厳しい財政状況を踏まえ、こども総合施設の建設、総合児童センター等の大規模改修について一旦は実施困難ということで事業化が見送られてきた。

このような中、平成 24 年に和光市総合児童センタープール棟において、大規模な漏水が発生し、修繕に多額の費用が必要となったことから、平成 24 年 12 月から長期の休館を余儀なくされた。これを受け、平成 26 年 1 月に取りまとめられた「児童センタープールのあり方に対する検討委員会の報告書」では、民間活用も視野に入れた上で施設整備及び運営を行うことへの検討が求められた。

また、平成 27 年 3 月に策定された「和光市子ども・子育て支援事業計画」では、保育所の待機児童対策及び市外幼稚園に通う児童の実態を踏まえ、認定こども園の建設ニーズが高まってきているとして、再び、喫緊の課題として国有地を活用した整備計画が盛り込まれることになった。

以上の取組と並行して、平成 21 年 6 月に、民間の資金力やノウハウを活用した、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るための「和光市 P F I 基本方針（平成 25 年 8 月改定）」が策定され、平成 28 年 3 月には、将来にわたる適切な公共サービスの提供と持続可能な財政運営を両立させた、公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理・運営を推進するための「和光市公共施設等総合管理計画」が策定され、これからの公共建築物の整備の考え方として、複合化・多機能化を目指すこととした。

これらを受け、市は「総合児童センターの建替」、「総合児童センタープール棟の建替」、及び「認定こども園の新設」を主軸に、周辺公共施設の集約化の観点から、総合児童センター敷地内に立地する「広沢保育クラブ」及び近隣に所在する「和光市保健センター」の複合化も視野に入れ、防災機能を付加した上で全ての施設の一体的な再整備を検討することとした。

5 導入施設の現状と課題

(1) 認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、利用者の幅広い教育・保育ニーズに対応できる子育て支援施設である。

保育ニーズが多様化する中、市ではこれまで、就学前の子どもに関する地域包括ケアを念頭においた、教育・保育事業及び地域子ども子育て支援事業の総合的な支援の提供を推進するとともに、子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）や幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ認定こども園の整備も重点課題と位置付け、検討を行ってきた。

保護者の就労形態に関わらず子育て支援を実施できる認定こども園の必要性は年々高まり、平成 25 年の保育のニーズ調査において認定こども園を希望する人は、保育園利用者で 22.6%、幼稚園利用者で 19.0%となっている。また、幼稚園利用者で預かり保育を利用している人は 9.1%だが、53.5%が幼稚園での預かり保育の利用を希望していることから、幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ認定こども園のニーズが高くなっている。

このようなニーズの高まりを受け、平成 26 年 3 月に策定された「住宅市街地総合整備事業整備計画」においては、広沢地区に認定こども園の新設をはじめとする福祉施設の整備の充実が盛り込まれ、また、平成 27 年 3 月策定の「子ども・子育て支援事業計画」においても、当該地に認定こども園を整備することとされた。

現在市では、小規模保育事業所の整備を推進しているが、対象が 0～2 歳児までとなっており、3 歳児以降の受け入れ先の確保が課題となっている。認定こども園は、この受け皿となることも期待される。

(2) 総合児童センター

児童センターは、地域において児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、情操を豊かにする事を目的とする児童厚生施設である。児童センターでは「子ども・子育て支援事業計画」に基いた数多くの事業を展開し、近年では、相談等を通じた子育て支援の場として、また中高生の放課後の居場所としての役割も担っている。

和光市総合児童センターは市内最大の児童館*であり、年を通じた様々なイベント実施等により、利用者数は毎年延べ 10 万人を超える、地域のこども福祉の中心施設となっているが、昭和 58 年の整備から 34 年が経過し老朽化が進んでいる。

今後、安全な事業を継続していくためには、施設保全計画の観点から建替

え又は大規模改修が必要となっている。

*児童センターとは児童館の種別の一つで、児童館機能に加え体力増進に関する指導機能を備えた施設をいう。

(3) 広沢保育クラブ

保育クラブ（放課後児童クラブ）は、児童福祉法に基づき、保護者が就労等により昼間いない家庭の小学生に対し、放課後や夏休み等に適切な遊びと生活の場を提供して、その健全な育成を図る施設である。共働き家庭の増加等により、放課後の保育を必要とする児童が増えていることから、そのニーズは増加傾向にある。

広沢保育クラブにおいては近年、入所希望者数が定員を超えることがあるほか、近隣地域の拠点保育（休日保育等）を担う施設としての役割も求められており、規模の拡大が必要となっている。

また本施設は現在、総合児童センター敷地内に立地し、両施設の緊密な連携による子育て支援を実施している。その性質上、両施設は隣接とすることが運営効率上及び安全管理上も適しているため、建替えを行う際は一体的な施設としての整備が望ましい。

(4) 児童センタープール

和光市総合児童センタープールにおいてはこれまで、市民プールとしての位置付けはなかったが、市民の健康増進の観点から、こどもの利用と合わせて、大人も含めた一般利用や水泳教室といった事業運営が行われてきた。

当プール棟は昭和 58 年に総合児童センターの附属棟として、健全な児童育成や健康増進を目的に建設され、長い間地域に親しまれてきた施設であったが、平成 24 年に老朽化による排水系統の漏水が発生し、修繕に多額の費用を要することから平成 24 年 12 月末をもって休館となり現在に至っている。

児童センタープールの休館前までの利用状況については、教室利用も含めて年平均 5 万人前後となっており、昭和 58 年当初の開館時と比較すると減少はしているものの、平成 24 年 12 月に休館するまでの間、安定した利用ニーズがあった。また、一般のこども利用に対して大人の利用が 1.8 倍程度となっているほか、健康増進やリハビリといった目的の高齢者や障がい者利用も増えていた。

なお、現在は代替事業として、朝霞市のわくわくドーム（市営プール）利用者に対して半額で利用できる助成券を発行しており、平成 27 年度実績で年間約 2,600 件の利用がある。

平成 25 年度に設置された「和光市総合児童センタープールのあり方に関する

る検討委員会」では、利用者ニーズの変化による市民プールへの転換の必要性や、長期的視点に立った事業再開へ向けた整備手法について、外部有識者や市民を交えた検討が行われ、平成26年1月には民間活用による再建に向けた方向性を取りまとめ、市長への報告がなされている。

また、平成25年度には市議会に対して「市民プールの建設実現に対する請願」が提出され、上記検討委員会からの報告も踏まえ、平成26年3月議会において全会一致で採択されている。

(5) 保健センター

保健センターは、地域保健法に基づき、健康相談や保健指導、健康診断等、地域保健に関する事業を行う施設である。「生涯にわたり健やかに暮らせるまちづくり」の実現に向けて、市民の健康を守る保健・医療の充実を目的として、乳幼児から高齢者までの多世代を対象とした各種事業を展開している。

昭和56年に建設され、すでに築36年を迎えているが、その間、空調設備の更新や、受変電設備の更新を実施しているものの、電気設備（動力幹線を除く）、給排水設備、防災設備など、全般的に老朽化が進行しており、今後改修費用の増加が見込まれている。

また、当施設は2階建てだが、高齢者の利用も多くユニバーサルデザインの観点からも改修が望まれている。

また近年では、発達障がいを持った児童とその保護者に対する総合的な支援を実施できる場が必要とされており、保健センター再整備の際には、この機能を持った施設の併設も求められている。

(6) 防災備蓄倉庫及び防災機能

総合児童センターは避難所として指定されているが、防災備蓄倉庫などの設備がなく、災害時等の対応能力に限りがある。

また、隣接する国道254号は、東京湾北部地震等が発生した際に東京方面から埼玉県内への帰宅困難者の帰宅経路となる可能性があり、当施設に対してはトイレや一時滞在施設としての需要が高まると考えられる。

更に、認定こども園や保育クラブは、乳幼児から児童の預かりを対象とした施設であることから、災害発生時に保護者が帰宅困難になると、引き取りが難しくなることが想定される。

大規模な災害に備え、利用者や近隣住民、帰宅困難者の安全確保に寄与するため、新たに整備する施設には防災備蓄倉庫、マンホールトイレ、雨水貯留槽、非常用発電設備などの防災機能を持たせつつ、こども達の一時的な預かりにも対応できる福祉避難所としての役割も果たすことが求められる。

6 整備の基本的な考え方

整備する施設や事業手法等については、以下の考え方を基本とし、検討を進めるものとする。

(1) 「和光市公共施設等総合管理計画」の基本理念に基づき、施設の集約化を図る

新たなニーズに対応したシビックコアとして、以下の機能を集約した複合施設を整備する。また、複合化に際して共同で使用可能な機能は共用化を図り、施設運営の効率化を図る。

- ・ 認定こども園（新規）
- ・ 総合児童センター（既存）
- ・ 広沢保育クラブ（既存）
- ・ 市民プール（既存）
- ・ 保健センター（既存）
- ・ 防災備蓄倉庫及び防災機能（新規）

(2) 官民連携事業のモデルとなる計画とする

施設利用者及び地域住民の生活利便性を向上させるとともに、本事業に係る行財政コストの負担軽減を図ることを目的として、沿道立地の特性を活かした民間収益施設を併設する。また、建設等初期費用（イニシャルコスト）のみならず、管理運営も含めた生涯費用（ライフサイクルコスト）を考慮し、民間が持つ先進的なノウハウを取り入れる。また、民間事業者のインセンティブを最大限引き出すとともに事業参入の確実性を高めるために、広沢国有地を取得し一体的に利用することを前提とする。

(3) 多世代の快適な生活及び健康を支える場づくりを行う

保護者の子育てに対する不安や孤立感を減らし、ワークライフバランスを実現しつつ、子どもたちが新たな時代の担い手として活躍していくための環境づくりを支援できる場を作る。さらに、すべての世代の健康づくりに貢献するとともに、生涯スポーツを通じ、世代を超えた交流を可能とする憩いの場とする。

(4) 地域のにぎわいを創出する市の新たなシンボルをつくる

周辺環境と調和のとれた品格のある景観デザインとし、人々が自然と集まる地域コミュニティの中心となる施設を目指す。

7 導入施設の規模等

下表で示す定員や面積は既存施設を参考とした想定であり、詳細な数値や必要諸室等は、今後の計画策定の中で具体化していく。

用途	施設規模	備考
①認定こども園 (新規)	<ul style="list-style-type: none"> 定員 100 名程度 園舎 788 m²以上 屋外遊戯場 666 m²以上 	「和光市子ども・子育て支援事業計画」における「教育・保育事業の量の見込み」に変更があった場合は、これに合わせた規模とする。
②総合児童センター (既存)	<ul style="list-style-type: none"> 本館 1,700 m²程度 (屋内運動場含む) 屋外運動場 2,000 m²程度 	既存施設と同等程度の事業を実施できることを基本とするが、総合管理計画の趣旨を踏まえ、規模の適正化を検討する。
③広沢保育クラブ (既存)	<ul style="list-style-type: none"> 定員 90 名程度 保育室 150 m²以上 	「和光市子ども・子育て支援事業計画」における「教育・保育事業の量の見込み」に変更があった場合は、これに合わせた規模とする。
④市民プール (既存)	<ul style="list-style-type: none"> 1,500 m²程度 	屋内温水プールとする。 用途変更を考慮し、既存施設と同等程度の事業を実施できる規模とする。
⑤保健センター (既存)	<ul style="list-style-type: none"> 800 m²程度 	既存施設と同等程度の事業を実施でき、発達障がい児支援センターを併設できる規模とする。
⑦防災備蓄倉庫及び防災機能 (新規)	<ul style="list-style-type: none"> 防災倉庫 50 m²程度 貯留型マンホールトイレ、非常用電源設備、貯水槽等 	災害救援物資運搬の中継拠点機能の付与等も考慮する。
⑧民間収益施設 (新規) ※1	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者の提案による 	例示：商業系（飲食店、衣料店、各種物販店）住居系（賃貸、分譲マンション）、健康施設など
⑨共用機能	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場、駐輪場、障がい者用駐車場等 	

※1 民間収益施設については、市場調査等を踏まえ今後具体的に方向性を定める。

8 施設設計に向けた配慮事項

(1) 施設整備について

整備に当たっては、関連する法律、条例等を遵守するとともに、複数の公共公益施設が備わることの考慮し、以下の点について特段に配慮する。

- ア. ユニバーサルデザインの考え方により、誰もが利用しやすい施設とする。
- イ. 将来の市民ニーズの変化に対応するため、更新や修繕が行いやすい、長寿命化可能な施設とする。
- ウ. 多くの子どもの生活の場ともなることから、騒音や振動、排気ガス等の影響に特に配慮した施設とする。
- エ. 福祉避難所としての役割を果たすため、地震やその他自然災害から利用者を守り、安心安全な避難生活を送ることに配慮した施設とする。
- オ. 良質な環境による快適な室内空間とするため、建築材料は信頼性のあるものを使用するとともに、内装の木質化等にも配慮する。
- カ. 環境性能に優れた施設とするため、省エネルギー機器や再生可能エネルギーの導入を検討する。

(2) 施設配置について

計画敷地に対して効果的な配置とし、複合施設の特性を生かした効率的な管理運営ができるよう、各施設の配置には以下の点について配慮する。

- ア. 空間を有効活用するため、各施設の相互利用が可能な多目的室等の共用エリアを設ける。
- イ. 管理運営に支障をきたすことがないよう、共用エリアと専用エリアは明確に区分し、維持管理、運営に係る役割分担を明らかにする。
- ウ. 利用者の利便性と管理運営者の効率性を両立させるため、入口や階段、エレベーター等を複数設置し、動線を極力分離する。
- エ. こども福祉に関する施設が複数設置されることから、高いセキュリティ性を持った動線及び施設配置とする。
- オ. 計画敷地は、交通量の多い国道 254 号及び市道 476 号線の角地に位置することから、利用者の安全が確保できる歩行動線及び車両経路とする。
また、駐車場出入口は、周辺交通環境に配慮した配置とする。

9 事業手法の検討

(1) 国有地の取得及び官民連携手法の導入検討

計画敷地内の国有地取得については、国との協議の進捗に合わせて予算措置を行うこととし、財源については起債による充当とする。

また、施設整備及び管理運営に当たっては、行政の費用負担を削減しつつ、利用者サービスを向上させるため、民間事業者の資本や技術、ノウハウ等を最大限活かすことを可能とする官民連携手法の導入を検討する。

具体的には、民間の意向確認や事業の採算性等を含め、総合的に事業実現の可能性を調査する「民間活力導入可能性調査」を実施し、最適な事業方式や資金調達方法を選択するための情報収集を行う。

■参考 事業方式の例

本事業の施設整備及び管理運営方式として考えられる例を以下に示す。

民間活力導入可能性調査の結果を踏まえ、費用を含めた比較検討を行い、各方式の組み合わせ等も考慮し、最適な事業方式を設定する。

類型	概要
従来方式	市が自ら資金調達の上、設計、建設を分離発注し、施設の維持管理・運営は別途民間事業者（指定管理者等）に委託する。
DBO 方式	市が自ら資金調達し、施設の設計・建設及び維持管理・運営を民間事業者に一括発注する。
PFI 方式	BT0 方式 PFI 法に基づいて選定された民間事業者が、施設の設計・建設、維持管理・運営を事業期間にわたって行う。 施設は完工後、市に所有権移転される。
	BOT 方式 PFI 法に基づいて選定された民間事業者が、施設の設計・建設、維持管理・運営を事業期間にわたって行う。 施設は事業期間中は民間事業者の所有となり、事業期間終了後に市に引き渡される。
	PFI 事業者を指定管理者とすることができる。 長期契約となるため、出資者の破綻の影響から隔離するために SPC（特別目的会社）を設立する。
定期借地方式	市が土地に定期借地権を設定して事業者に貸付する。 事業者が民間施設を整備し、市は公共施設として使用する施設の一部を賃借する。

(2) 管理運営の考え方

公共施設については、民間事業者による管理運営（指定管理制度を含む）を原則とする。

施設の所有についても、民間の力を最大限発揮できる最適な形態を選択し、官民が相互に連携した事業推進が図れるよう考慮する。

施設の供用開始後の維持管理についても、各施設を可能な限り一体的に維持管理できるスキームとすることで、より効率的な管理運営を目指す。

■参考 既存施設の所有・管理運営形態

施設区分	所有	管理運営
総合児童センター	市	民間（指定管理）
広沢保育クラブ	市	民間（指定管理）
総合児童センタープール棟	市	民間（運営委託）
保健センター	市	市

(3) 既存施設への影響

当事業は、既存施設（総合児童センター及び広沢保育クラブ）の建替え事業を含むことから、建設工事中の継続運営に配慮する必要がある。

しかし、市の厳しい財政運営上、代替施設等を新たに設けることは困難が予想されるため、既存施設を可能な限り活かした運営継続ができるよう検討を行うものとする。

なお、児童センターについては、一時的な事業規模縮小及び短期の休館もやむを得ないと考えられるが、保育クラブについてはその性質上、一時的であっても縮小及び休所とすることができないため、同規模での運営継続が必須となる。

このため、既存施設の活用が困難となった場合、学校からの動線及び安全に十分配慮した上で、計画敷地内等に仮設を設ける可能性についても考慮に含めるものとする。

以上を踏まえ、検討に当たっては、施設所管課及び運営事業者と十分に調整を図りながら協力推進していくものとする。

(4) 事業スケジュール案

	H28	H29	H30	H31	H32	H33
基本方針策定	→					
基本計画策定		→				
事業手法検討		→				
事業者選定			→			
設計・監理・建設				→	→	
開館準備					→	
供用開始						→

平成 28 年度	広沢国有地等利活用基本方針の策定（庁内検討）
平成 29 年度	（仮称）広沢国有地等利活用基本計画の策定（市民参加） 事業手法検討
平成 30 年度	債務負担行為の設定（議決要） 事業者選定 事業契約締結（議決要） 基本協定締結 基本設計
平成 31 年度	実施設計 工事着手
平成 32 年度	竣工 開館準備
平成 33 年度	施設供用開始

10 今後の事業推進に向けて

広沢国有地等利活用等検討委員会では、既存施設の改修需要やこれまでの経緯を踏まえ、導入施設の規模や、官民連携による民間活力導入について検討を行ってきた。

今後は、市内初の本格的なPPP/PFI事業として、和光市公共施設等総合管理計画に基づく市内公共施設の老朽化対策にも寄与できるよう、外部専門家を交えた検討を重ね、さらには技術的視点も考慮し、行政コストを抑えながら利用者のニーズに合致した施設効用の高い複合型施設として建設されることを要請する。

広沢国有地等利活用基本方針

平成29年4月

和光市企画部 資産戦略課

〒351-0192 埼玉県和光市広沢1-5

電話：048-424-9081

FAX：048-464-8822

Eメール：b0100@city.wako.lg.jp